

## 函館市パブリックコメント（意見公募）手続要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関し必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程における市民の市政への参画の促進ならびに市政運営における公正の確保と透明性の向上を図ることを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パブリックコメント手続 市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案ならびに案の趣旨および内容等を広く公表し、市民等から意見（情報を含む。以下同じ。）を求め、提出された当該意見を考慮して政策等を策定するとともに、当該意見の概要および当該意見に対する市の考え方を公表する一連の手続をいう。
- (2) 市民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 市の区域内に住所を有する者
  - イ 市の区域内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
  - ウ 市の区域内に存する事務所または事業所に勤務する者
  - エ 市の区域内に存する学校に在学する者
  - オ パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの
- (3) 市の機関 市長，教育委員会，選挙管理委員会，公平委員会，監査委員，農業委員会，固定資産評価審査委員会，公営企業管理者および消防長をいう。

### （対象）

第3条 市の機関は、次に掲げるものについて、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の基本的な政策を定める計画または個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

- (2) 市の基本的な制度もしくは方針を定める条例または個別行政分野における施策の基本方針を定める条例
  - (3) 市民等に義務を課し、または権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収ならびに分担金、使用料および手数料の徴収に関するものを除く。）
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、規則、審査基準等で市の機関がパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、市の機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。
- (1) 公益上、緊急に政策等を策定する必要がある場合
  - (2) 実質的に裁量の余地がないと認められるものを内容とする場合
  - (3) 軽微な変更を内容とするものである場合
  - (4) 政策等の策定に関し市民等の意見を聴取する手続が法令に定められている場合
  - (5) 附属機関またはこれに類する機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき、政策等を策定する場合  
(案等の公表)

第4条 市の機関は、前条第1項のパブリックコメント手続を行う場合は、市民等が十分理解できるよう、政策等の案のほか、次に掲げるものを併せて公表しなければならない。

- (1) 政策等の案の概要
- (2) 政策等を策定する趣旨または目的および背景
- (3) 政策等の案に関連する資料  
(公表方法)

第5条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行う。

- (1) インターネットを利用して閲覧に供する方法
  - (2) 市の機関が定める場所において一般の閲覧に供する方法
- 2 市の機関は、パブリックコメント手続を実施するに当たっては、その旨を広報紙に掲載すること等により、広く市民等に周知するよう努

めるものとする。

(意見の提出の期間および方法)

第6条 市の機関は、政策等の案の公表の日から30日以上の期間を設けて、意見を募集しなければならない。

2 市の機関は、前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、その理由を政策等の案の公表の際明らかにしたうえで、意見の提出の期間を30日未満とすることができる。

3 意見の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 電子メール

(2) 郵送

(3) ファクシミリ

(4) 市の機関が定める場所への書面の提出

(5) 前各号に掲げるもののほか、市の機関が認める方法

4 市民等は、意見の提出に当たっては、住所および氏名（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名）を明記しなければならない。

(意見の取扱いおよび公表)

第7条 市の機関は、政策等を策定するときは、前条の規定により提出された意見を十分に考慮しなければならない。

2 市の機関は、パブリックコメント手続を実施して政策等の策定をした場合は、提出された意見の概要および当該意見に対する市の機関の考え方ならびに政策等の案を修正したときは修正した内容を公表しなければならない。

3 第5条第1項の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

(一覧表の作成等)

第8条 市長は、パブリックコメント手続の実施状況の一覧表を作成し、インターネットを利用して市民等の閲覧に供するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメント手続につい

て必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に着手され、または着手のための準備が進められている政策等でパブリックコメント手続を実施することが困難であると認めるものについては、この要綱の規定は、適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年12月14日から施行する。